

申請から要介護認定まで

生活する上で何か困ることが出てきたらサービスの利用を検討しましょう。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
市役所・各総合支所に置いてあります。市のホームページからもダウンロードできます。
- 介護保険被保険者証（紛失の場合は委任状または医療保険被保険者証などの身分証）
【65歳以上の方（第1号被保険者）や、第2号被保険者で更新申請・変更申請の方】
- 医療保険被保険者証【40～64歳の方（第2号被保険者）】
- 申請者の身分証（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 個人番号のわかるもの（マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など）
- 登記事項証明の写し【成年後見人】

★相談する

介護保険課、各総合支所 地域生活課、各地域包括支援センター等で相談します。

- ・対象者の状況
- ・希望サービス
- ・在宅の有無

上記などの相談内容から、本人、家族等の意向を踏まえ、基本チェックリストを実施するか、介護認定申請を行うか判断します。



○ 基本チェックリストを実施する

基本チェックリストは、各地域包括支援センターで実施します。原則、被保険者本人が行いますが、本人が来所できない（入院中である、外出に支障がある等）場合は、家族等の聞き取りで実施することができます。

☆基本チェックリストとは？

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で利用できます。

また、要介護認定で非該当（自立）と判定された方でも実施することができます。

○ 申請する

申請の窓口は介護保険課、各総合支所 地域生活課です。申請は、本人のほか家族・後見人でもできます。



次のところでは申請の代行ができます。（更新申請も含まれます）

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設 等

※手術や入院を控えている方は病状や身体状況が変化することも考えられますので、申請する前に主治医と相談された上で申請してください。

○ 要介護認定審査

申請をすると、訪問調査と主治医意見書を基に審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護状態区分）が決まります。

①訪問調査

市の訪問調査員が自宅や施設等を訪問します。心身の状態や日中の生活、家族、居住環境等について聞き取り調査を行います。

②主治医の意見書

市より主治医に意見書の作成を依頼します。

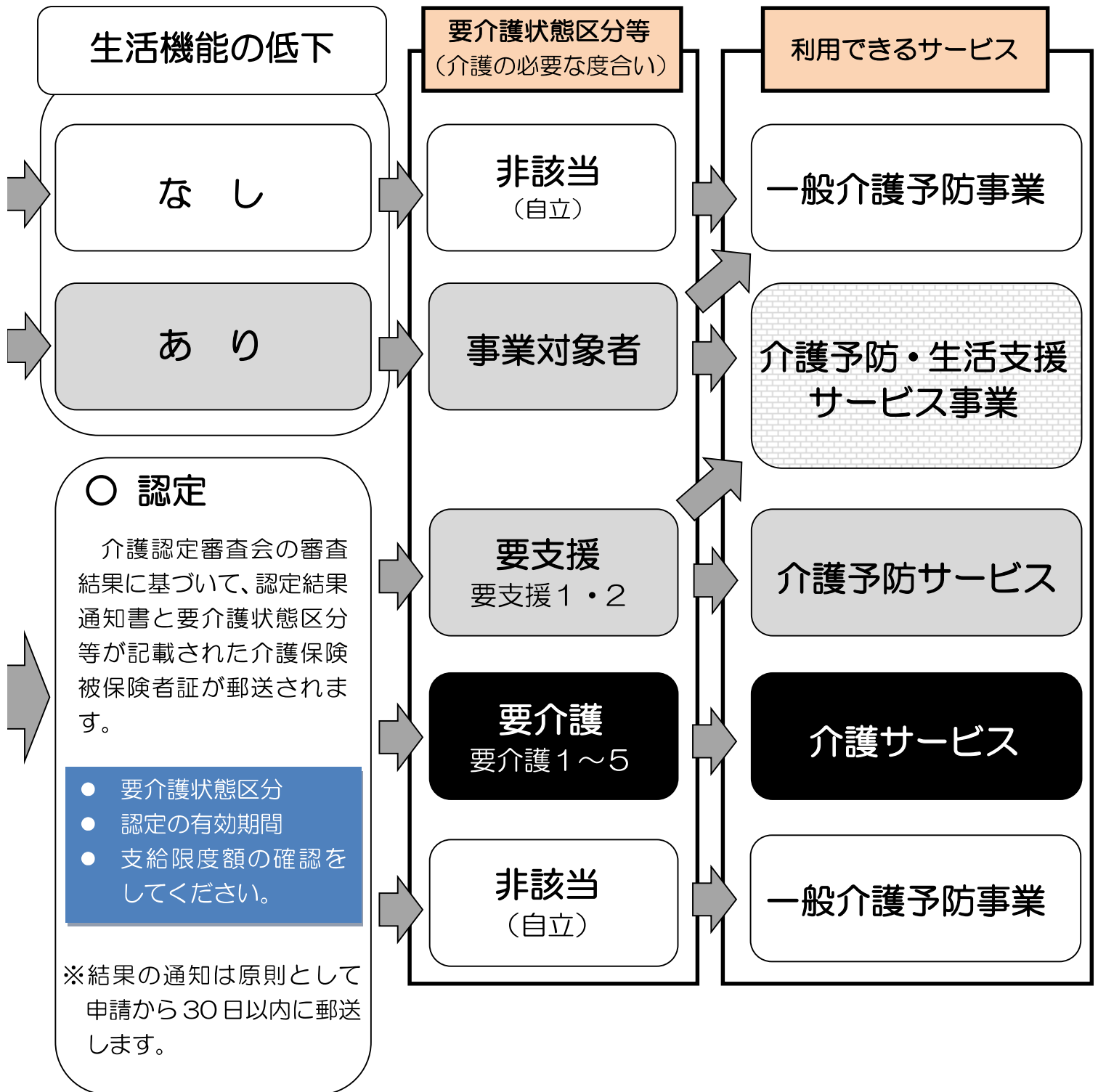
▼介護認定審査会

コンピューターによる一次判定や訪問調査の特記事項、主治医の意見書をもとに、医療、保健、福祉の専門家が審査・判定します。

【対象者】 認定の有無に関係無く、全ての高齢者が利用できます。

都城市では、「こけないからだづくり講座」を実施しています。

各地区の自治公民館等で実施されており、全ての高齢者が参加できる住民主体の集いの場となっています。詳細は P.29 へ



認定結果に不服がある場合には、県の「宮崎県介護保険審査会」 電話 (0985) 44-2605 に審査請求ができます。【処分を知った日の翌日から3か月以内】